

【資料1】

「ファミリーデー」西原町児童生徒家族休暇制度について

令和8年7月
西原町教育委員会

1 目的

子どもたちが平日に、家族で過ごす時間を確保し、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として「西原町児童生徒家族休暇制度」を令和8年度9月から試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にならず、出席停止として取り扱います(別途定める「取得できない日」を除く)。

3 試行期間

令和8年9月～令和9年3月

4 対象

西原町立小中学校の児童生徒

5 取得できる日数

3日まで(1日単位・分散取得可)

6 取得日の取扱い

出席停止(欠席にはなりません)

7 取得できない日

(1) 学校行事

- ・始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式、町教育の日(2月の第1土曜日)
- ・運動会、各種発表会、修学旅行、野外教育活動

(2) その他学校が定める日

※学校によって異なります。取得を希望の場合は必ず学校にご確認ください。

8 対象となる活動

保護者と過ごす活動であれば、特に制限はありません。

9 届出の期限

事前に学校と相談し、取得希望日の1週間前までに届け出てください。

10 届出の方法

「西原町家族休暇申請書」を各学校へ提出してください。

※申請書は、各学校 HP よりダウンロードしてください。

11 授業への対応

自主学習での対応となり、補習等はいりません。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。